

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハッピーフィッシング
- 3 代表者の氏名
本間 陽一
- 4 主たる事務所の所在地
北蒲原郡聖籠町大字大夫興野 2862 番地 11
- 5 定款に記載された目的
この法人は、防波堤等で釣りを行う人々に対して、施設を安全に利用するための事業や利用促進のための事業を行うことにより、釣り文化の振興、釣り場での事故防止、及び雇用機会の拡充を図り、以って地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 地域安全活動
 - (2) 経済活動の活性化を図る活動
 - (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) ①・② (略) ③ <u>釣餌、釣具を販売する事業</u>	(事業) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) ①・② (略)